

平成30年度 市民の声一覧(平成30年10月分～平成31年3月分)

受付月	分類	件名	市民の声の内容の概要 (公表用)	回答(対応)内容の概要 (公表用)	担当課
12月	年金・保険・税等	国保料について	会社勤めしていたのですが、会社があまりにもブラックすぎて辞めて、健康保険から、国保に切り替えよーとしたのですが、あまりにも高く払いたくても、高すぎて払えません。払えばご飯食べれない。住む所もなくなる。どうしたらいいですか。国保課に相談したら、とりあえず半分くらい払って、後から、不足分を払えと言われました。ですが、保険料高すぎて、後から、不足と合わせて払う余裕が出てくるはずもない。小さい子供も、居るので、保険証ないと、大変で、毎月困っています。自分も、指の骨が折れても、病院にも行けない状態です。病院行きたいのですが、保険料を払うと、何もできない、明らかに生活費が足りない。この国、高知では貧乏人は死ねと言う事でしょうか。前の会社では、手取り20万。現在求職中、国保料は途中加入だから、毎月6万払えと。現実的無理です。不足分を後からって、どー考えても、無理です。生きてるだけ、毎月、5万くらい国借金して、定職ついたら、また高い保険料プラス不足分。正直、この高知での給料じゃ、現実的かなり厳しい、やっぱり、貧乏人は死ねですか。	日本の医療保険は国民皆保険制度となっており、職場などの健康保険加入者や後期高齢者医療の対象の方、生活保護を受けている方以外は国民健康保険に加入することと定められています。皆さまに納めていただく保険料は、国保を運営する上で大切な財源となっていますので、ご理解をお願いいたします。 加入手続が遅くなりますと、平成31年3月末までにお支払いいただく納期回数 が少なくなり、1期あたりのお支払い額が高くなりますので早急にご加入の手続をお願いいたします。平成30年度の国保料は、ご加入人数と平成29年1月～12月の所得をもとに決定いたしますが、平成30年中に退職し所得が少なくなると平成31年度の国保料は下がることとなります。 お子さまの保険証も必要な状況にあると思いますので、納期内納付が困難な場合は収納係で納付相談をお願いいたします。また、生活相談窓口もございますので、必要があればご利用ください。	保険医療課
12月	年金・保険・税等	国保料の還付審査について	国保還付金課に手続に来ましたが、すべての証書がそろっているにもかかわらず、いざ還付はするになったら審査があるので2か月もかかると言われました。そんなに支払うときは期限を決めてきて、支払をしなかったら督促料取ってて還元する時になったらそんなにも時間がかかるなんて納得いきません。	高知市国保の療養費支給については、毎月11日から翌月10日まで受付の申請を、受付終了月下旬に高知県国保連合会の審査委員会に諮り、その審査結果を基にその翌月20日(受付終了月の翌月20日)に支給するスケジュールで業務を行っています。 療養費の額は、当該療養に要する費用、つまり診療報酬の支払方法に準じて療養の給付若しくは保険外併用療養費の支給の別に算出した額を市町村が審査決定することとされています。診療報酬を支払う上で審査をすることは絶対的要件であり、診療報酬の支払方法に準じて算定する必要がある療養費についても、同様に審査事務を必要があり、本市では、この審査事務を高知県国保連合会に委託しています。審査は月1回高知県国保連合会で実施されており、県下でスケジュールが決められています。 これらのことから、統一された審査基準に従い正確な給付事務を行うために、現行スケジュールより早く支給することは困難であることをご理解いただけますようお願いいたします。	保険医療課
1月	年金・保険・税等	介護保険料について	小生は本年83歳を迎える事になります。一日でも長く介護の対象者にならないよう努力致している処ですが、この様に高額な介護保険料を取られるのであれば、さっさと介護をもらう側になった方が賢明ではないかと思ったりします。一人分の介護保険料22,500円はどう見ても異常に高いです。昨年新聞で介護保険料は導入時の2倍になり、全国平均で5,869円と載っていました。介護は市民全員でサポートして行かなければならないのは理解していますが、平均寿命をオーバーしている老人にまで過剰な介護保険料を請求して来ると云うのはいささかお門違いと云うほかはありません。 私達は幼少時に戦争を体験し、「欲しがりません、勝つまでは」を合言葉にスイトンや種芋を食べて育ちました。軍の指示でいろんな作業を命じられ、アメリカ軍の戦闘機に銃撃を受けて逃げ回り、生き延びるのがやっとでした。そんな貧しい時代を過ごした世代は必要な栄養が取れていないため短命になるとの医学論文もあります。「昔から70歳になったらお国から何不自由のない年金が頂けて安楽な人生が送られるから・・・」と云われ、一生懸命努力してきたのに、何不自由なく生きてきた世代と一緒にして過重な費用負担を強いられる事は勘弁いただきたいです。市長さんはその様な状況を理解できない方なのですか。22,000円が常識的な介護保険料と云われるならぜひその根拠を示して頂きたいです。 同級生の半数以上がもう他界しています。そんな老人から高額な保険料を窃取しようとなさっている事を今一度適切か否かご検討下さい。せめて昭和10年～12年の出生者については同じ後期高齢者の分類を入れずに他から予算を持って来て下さって、全国平均より少し高額でも仕方ありませんが、せめて納得できる程度でお願いしたいと存じます。例えばふるさと納税を充てて負担を下げるとか、そうした施策もご検討下されば幸いです	〇〇様におかれましては、戦時中は大変なご経験をされ、お体の具合もよろしくないとのこと、どうぞお大事になさってください。 さて、介護保険料についてですが、40歳以上の方にご負担いただいておりますが、介護が必要となった場合、介護サービスを1～3割の自己負担で利用し、安心して自立した生活を送れるよう社会全体で支えるためのものです。 同封していただいた記事にあります全国平均5,869円は月額額の基準額です。本市での月額額の基準額は5,680円です。全国平均よりは少ない金額となっております。この基準額を第5段階として、所得や世帯の状況により全部で10段階の保険料を設定している状況にあります。 〇〇様の保険料ですが、お手紙にありました22,500円は、年金からお支払いいただく額です。概ね2か月分とお考えいただければと思います。 基準額より高い保険料なのは、〇〇様の場合、保険料の算定基礎となる合計所得金額が、400万円以上600万円未満となっており、先に申しあげた10段階のうち、第9段階に該当するためです。基準額の第5段階が年額68,160円のところ、第9段階は年額119,280円の保険料となります。 介護保険をはじめとした保険制度の多くは、所得の多い方には、保険料のご負担も一定大きくなりますことについて、ご理解をいただき、今後とも介護保険行政にご協力いただければと思います。	介護保険課
3月	年金・保険・税等	子どもの扶養などの子育てにおける質問	子供の扶養について(高校生の授業料支援金のほかに給付金を受ける事ができる事について)市・県民税の計算時における夫と妻に子供を分ける事ができる事をどこで知る物なのか教えて頂きたい。	市県民税の扶養親族は、納税義務者の選択によって、申告書又は給与支払報告書等に記載された内容により決定します。納税義務者となる夫と妻で複数名のお子様の扶養を分ける際は、お二人で話し合いの上、確定申告や市申告の申告時もしくはお勤め先に提出する「給与所得者の扶養控除等申告書」等により、それぞれが扶養とするお子様の申告をします。同一の方を二人の納税義務者で扶養親族とすることはできませんので、ご留意ください。 なお、高知市のホームページでは、市県民税の扶養控除などの所得控除や、市県民税が課税されない方等について掲載しております。また、例年、高知市の広報誌「あかるいまち2月号」では、申告に関するお知らせをしておりますので、ご覧ください。	市民税課